大阪市幼保連携型認定こども園の保育教諭配置に関する取扱要綱

制　定　平成２８年１１月１日

（目的）

第１条　この要綱は、国における「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。）の公布に伴い、幼保連携型認定こども園における職員配置において、「認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）」（平成28年4月1日府子本第246号他）を踏まえて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の例による。

（条例第３条に規定する基準）

第３条　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第５条に規定する市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1)　毎年４月１日を基準に、それ以前の４か年度において合計2,250時間以上認定こども園または保育所における保育を行った者

(2)　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育者である者

(3)　「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年５月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「厚生労働省通知」という。）の定める子育て支援員（地域保育コースの地域型保育研修修了者）（「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」の「第６　家庭的保育者等について」の「１　家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育補助者を含む。）である者

２　基準省令附則第６条の規定に基づき小学校教諭の普通免許状を有する者を保育教諭とみなすことができる場合は、当該者が５歳以上の児童（当該者が３歳以上の児童で構成される組又はグループでの保育を行う場合にあっては３歳以上の児童）を保育する場合であることが望ましい。ただし、当該者が保育に従事したことがない者にあっては、厚生労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修をあらかじめ受講するように努めること。

３　基準省令附則第６条の規定に基づき養護教諭の普通免許状を有する者を保育教諭とみなすことができる場合は、当該者が保育に従事したことがない者にあっては、厚生労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修をあらかじめ受講するように努めること。

４　基準省令附則第７条に規定する「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、第１項各号のいずれかに該当する者をいうものとする。

（研修の受講）

第４条　前条の規定により市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認めた者は、保育に従事を開始した後も、厚生労働省通知の定める子育て支援員研修その他市長が定める研修を受講するよう努めるものとする。

附　則

この要綱は、平成28年11月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年８月１日から施行する。